

第 11 回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日（月） 午後2時00分～午後2時30分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（21名）
4. 欠席委員（2名）
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から2月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。今日は、久しぶりに良い天気になりましたが、昨年从不規則な天気が続いておりまして、農作業も大変だと思えますが、怪我のないよう行っていただきたいと思えます。

それでは、ただいまより第11回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、12件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、3件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は12件でございます。議案書のほうは1ページから16ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、9ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ておりますので、●地区担当の委員さんはよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議案第1号の1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●と●の農地、田2筆、畑2筆、合計837㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●は、令和5年10月31日の株主総会の決議により解散し、代表清算人●から●の間で売買が成立し、今回の申請となりました。生産に必要な農機具を保有し、必要があれば購入予定であります。また、作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあり、申請地は車で10分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

2月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請人代理人の●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、令和5年10月31日の株主総会より解散を決議し、代表清算人が●となり、●が所有していた農地については、清算人で協議した結果、●へ売却することになりました。

●さんは、内子町●にお住まいで、今回購入される場所は、車で10分の場所にあり、季節野菜を作付けする計画であります。

また、●さんは、農業歴が20年あります。農機具は、トラクター・

●番
●委員

管理機・草刈り機を所有され、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのこと。特に問題はないと思われます。
以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 379㎡です。

譲渡人は、福岡県北九州市の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、この土地については、共有名義となっている持分を●さんに一本化する申請です。●さんは、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は車で3分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月22日、●さん宅を訪ねて現地に行きました。また、申請代理人の、行政書士●事務所を訪ねて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、福岡県にお住まいで、この申請地については●さんと共有名義になっており、これまでも十分な管理が出来ないことから、●

●番
●委員

さんが管理しておりました。今回、この土地については、共有名義となっている持分を●さんに一本化することになり、贈与することになりました。

譲受人の●さんは、これまでもこの農地で農業をされておりましたので、特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆、770㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●のさんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は新規就農であります。

生産に必要な農機具も保有し、必要があれば機械等も購入予定であります。耕作は、夫婦で行い農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は車で10分にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。現地も確認しました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいですが、申請地の十分な管理が出来ないことから、●さんに贈与することになりました。

譲受人の●さんは、内子町●にお住まいで購入される場所は、車で10分の場所にあります。また、●さんは新規就農ではありますが長年にわたり、両親の農業を手伝っており、ご夫婦で今回この農地で農業をされるということです。軽トラ・草刈り機をもっておられますが、今後必要な農機具があれば購入され農業に励まれるとのことであり、特に問題はないと思われま

す。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の4、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。表の左側の番号4番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、畑1筆、合計643㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、松山市●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は新規就農であります。

生産に必要な農機具も保有し、必要があれば機械等も購入予定であります。●さんは、新規就農ではありますが、●に在住の兄の●さんが一緒に農業をされ、指導を得ながら農作業を行うとのこと。また、申請地は車で60分の場所にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のない

事務局

よう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月22日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市に転出しているため、申請地の十分な管理が出来ないことから、●さんに贈与することになりました。

譲受人の●さんは、松山市にお住まいで申請地まで60分であり、新規就農です。●さんは、軽トラ・草刈り機を所有し、必要な農機具があれば購入されるそうです。今回、新規就農ではありますが、●にお住まいの兄の●さんが農作業に協力することになっており、特に問題はないと思われ

ます。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の1について説明をいたします。議案書の18ページをご覧ください。表の左側の番号1になります。地図の方は19から21ページになります。18ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 48㎡です。

転用の理由といたしまして、自宅に隣接する申請地を自宅の庭などに利用するため、宅地と合わせて一体利用したいとして本申請に至りました。申請地は、既に庭として利用されており、違反転用となっておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。雨水は、既存の排水施設に排水し、現状のまま利用することから土砂流出などのおそれはなく、周辺への影響は無い

事務局 ものを見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員 2月19日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。
先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは自宅横の申請地を譲り受けて庭として活用したいそうです。周囲に隣接している農地はなく、特に問題は無いと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号の2について説明をいたします。議案書の18ページをご覧ください。表の左側の番号2になります。地図の方は22から24ページになります。この案件につきましては、令和5年10月の定例会で農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。18ページにお戻りください。
申請地は、内子町●の農地、田1筆 677㎡、です。
転用の理由といたしまして、申請人は、申請地の近所に事務所を構え、工務店を経営しておりますが、資材置き場が手狭なため、申請地を資材置き場として利用したいとのことから本申請に至りました。
それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

事務局

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

2月19日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは建築工事を行う工務店を経営しておりますが、建築用の資材置き場が手狭になったため、申請地を利用したいとのことでした。

転用による周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の25ページをご覧ください。内子町長より令和6年2月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年2月29日です。

集積計画の概要ですが、26ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再規設定で、田が4筆 6, 456㎡、畑が1筆 2, 300㎡、合計5筆、8, 756㎡です。

集積計画の内訳については、27ページをご覧ください。

1番 内子町●の農地、畑1筆、2, 300㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田1筆 1, 639㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、松山市●の●さんで、賃借

事務局

権の再設定です。

3番 内子町●の農地、田3筆、4, 817㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。